

岐阜県公報

号 外 (三) 令 和 六 年 七 月 九 日

目 次

議会規則

○岐阜県議会会議規則の一部を改正する規則

(議事調査課)

一

議会告示

○岐阜県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規

程

(議事調査課)

○岐阜県議会請願等取扱規程の一部改正

(同)

三 四

議 会 規 則

岐阜県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月九日

岐阜県議会議長 水 野 正 敏

岐阜県議会規則第一号

岐阜県議会会議規則の一部を改正する規則

岐阜県議会会議規則(昭和三十八年岐阜県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百五条」を「第百五条の二」に改め、「第百二十五条」の下に「第百二十七条」を加える。

第十条第一項ただし書中「議長は、」の下に「必要があると認めたときは、討論を用いないで」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めたときは、議員に通知して、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第二十五条に次の一項を加える。

3 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第九十六条中「の取扱いについては、議長が定める」を「で議長が必要があると認めたものは、請願書の例により取り扱うものとする」に改める。

第十章中第百五条の次に次の一条を加える。

(資格決定の通知)

第二百五条の二 法第二百二十七条第三項において準用する法第一百八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第二百二十五条を第二百二十七条とし、第十七章中同条の前に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第二百二十五条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第一項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他の文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第十五条第一項、第四十条第三項、第九十二条及び第二百一十一条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。))に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用

して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、又は連署すること(以下この項において「署名等」という。))が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第二百二十六条 この規則の規定(第二十三条(第八十八条において準用する場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。))が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

別記第十三号様式中「㊟印押印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 告 示

岐阜県議会告示第一号

岐阜県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和六年七月九日

岐阜県議会議長 水 野 正 敏

岐阜県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、岐阜県議会会議規則（昭和三十八年岐阜県議会規則第一号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

ニ 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記

録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第二百五条第一項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限り。）であつて、次に掲げるものをいう。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ニ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第三条 会議規則第二百五条第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第四条 会議規則第二百五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第六条、第十一条第二号及び第十二条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（当該通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限り。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第五条 会議規則第二百五条第二項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算

機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等からの通知)

第六条 議会等は、会議規則第二百二十五条第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第七条 会議規則第二百二十五条第二項ただし書に規定する議長が定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長が定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第八条 会議規則第二百二十五条第四項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第九条 会議規則第二百二十五条第四項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第十条 会議規則第二百二十五条第五項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知(当該通知を行う者が議員であるものを除く。)に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第十一条 会議規則第二百二十五条第六項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

二 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものと議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第十二条 議会等は、会議規則第二百二十六条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百十八条第六項(同法第百二十七条第三項において準用する場合を含む。)、第百二十三条第四項及び第百三十七条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第五条から第十一条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等(会議規則第二百二十五条及び第百二十六条の規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第二百二十五条及び第百二十六条の規定並びにこの規程の規定の例による。

(委任)

第十四条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和六年七月九日から施行する。

岐阜県議会告示第二号

岐阜県議会請願等取扱規程(昭和三十八年岐阜県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

令和六年七月九日

岐阜県議会議長 水 野 正 敏

第一条中「昭和三十八年三月岐阜県議会規則第一号」を「昭和三十八年岐阜県議会規則第一号。以下「会議規則」という。」に改める。

第二条第一項中「の各号」を削り、同項第四号中「の署名を受ける」を「が署名又は記名をする」に改める。

第三条の見出し中「陳情書」を「陳情書等」に改める。

第四条中「これに受理印（別記第二号様式）を押し」を削る。

第五条中「これに受理印（別記第四号様式）を押し」を削る。

第十一条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第十二条 この規程の規定に基づく通知、作成、保存等については、会議規則第二百二十五条及び第二百二十六条の規定の例により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるものとする。

別記第二号様式を次のように改める。

別記第二号様式

別記第四号様式を次のように改める。

別記第四号様式

附 則

この規程は、令和六年七月九日から施行する。

令和六年七月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社